

令和4年度第1回習志野市障がい者地域共生協議会全体会 議事録

1. 開催日時 令和4年5月24日(火)午後1時30分～3時30分

2. 開催場所 習志野市役所庁舎分室 サンロード津田沼(京成津田沼駅前ビル)6階
大会議室

3. 出席者

【会長】 障害福祉サービス事業 あかね園 施設長 松尾 公平

【副会長】 八千代地域生活支援センター 施設長 福田 弘子

【委員】

中核地域生活支援センター まるっと 所長 菊地 謙(三原 史世氏 代理出席)

らいふあつぷ習志野 社会福祉士・精神保健福祉士 田中 達也

障がい福祉課 主幹 北田 順一

ひまわり発達相談センター 主任主事 張替 優子

高齢者支援課 主幹 岡澤 早苗

習志野市社会福祉協議会 地域福祉課 生活支援係 係長 河道 清人

習志野障がい者ネットワーク 理事 喜田 敬子

鷺沼・鷺沼台地区 民生委員児童委員協議会 障がい者(児)部会 部会長 冨田 皓彦

あじさい療育支援センター 主査 中神 茂樹

花の実園 相談支援専門員 畠山 潤

健康支援課 主査 田嶋 越子

千葉県立船橋夏見特別支援学校 教諭(進路指導主事) 樋口 祐己

千葉県千葉リハビリテーションセンター 医療的ケア児等コーディネーター 景山 朋子

子育て支援課 主事 小早川 智恵

総合教育センター 指導主事 高橋 大悟

まめの木 管理者 森田 美恵子

特定非営利活動法人 じょいんと 事務局長 松井 秀明

習志野市立屋敷小学校 教諭 関 陽介

千葉県立船橋特別支援学校 教諭 村田 光代

千葉県立習志野特別支援学校 教諭 荻野 智美

NPO 法人 希望の虹 理事長 豊嶋 美枝子

みもみのいしいさん家 介護支援専門員/介護福祉士/幼稚園教諭 半田 智子

ぶろっさむ 管理者 武井 剛

千葉県立八千代特別支援学校 教諭/就労支援コーディネーター 森 一史

アシザワ・ファインテック(株) 人事総務課専任部長 吉田 茂

産業振興課 係長 吉野 広美

地域活動支援センター もくせい舎 センター長 内山 澄子

ゆいまーる習志野 グループホーム サービス管理責任者 星 眞木子

ほしかわクリニックデイケア 精神保健福祉士 米山 馨

習志野市立東部デイサービスセンター 介護福祉士 吉田 美由紀

【オブザーバー】

習志野市基幹相談支援センター りん 積田 博

【事務局】

健康福祉部 部長 島本 博幸

健康福祉部 次長 海老原 智実

健康福祉部障がい福祉課 課長 奥山 昭子

健康福祉部障がい福祉課 係長 藤代 薫

健康福祉部障がい福祉課 主査 市角 絵里

健康福祉部障がい福祉課 主査 金坂 みのり

健康福祉部障がい福祉課 主査 小森 俊

健康福祉部障がい福祉課 副主査 加藤 恵

健康福祉部障がい福祉課 副主査 伊藤 幹太郎

健康福祉部障がい福祉課 副主査 伊藤 恵理

健康福祉部障がい福祉課 主事 野上 祥平

【傍聴者】

2人

4. 議題

第1部 習志野市障がい者地域共生協議会

第1 会議録の作成

第2 会議録署名委員

第3 協議

- (1)令和4年度協議会活動(案)について
- (2)ならとも拠点システムの手引き(案)について

第4 報告

- (1)各部会より会議報告及び協議について
- (2)相談支援事業及び基幹相談支援センター運營業務委託の報告について
- (3)基幹相談支援センターの活動報告について

第5 その他

第2部 差別解消支援地域協議会

第1 報告

- (1)差別解消法に関する取組について

第2 その他

5. 会議資料

資料1 席次表

資料2-1 令和4年度習志野市障がい者地域共生協議会名簿

資料2-2 令和4年度習志野市障がい者地域共生協議会事務局

資料3 習志野市障がい者地域共生協議会の体制

資料4 令和4年度習志野市障がい者地域共生協議会 年間スケジュール(案)

資料5-1～5-5 ならとも拠点システムの手引き(案)

資料6-1～6-5 習志野市障がい者地域共生協議会 令和3年度 部会活動報告書

資料7 令和3年度 習志野市基幹相談支援センターの活動報告について

資料8 差別解消法に関する取組について

資料9 障害者差別解消法 理解促進ポータルサイト チラシ

・令和4年度習志野市市民参加型補助金採択事業「かだい提案型」事業 きらっといっ
ぽの会 チラシ

6. 議事内容

開会前

- (1)配布資料の確認
- (2)協議会概要

【事務局】

当協議会の概要について説明させていただく。当協議会は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第89条の3に基づき、地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び、支援の体制に関する協議を行うための会議として、設置されている協議会である。なお、本市では、委員名簿をホームページで公開しており、公開する項目は、氏名、役職名等となっている。

次に、名簿公開に係る同意書の説明をさせていただく。所管課名、審議会等名称、委員氏名、委員氏名フリガナ、役職名は、公開される項目となり、職業(所属団体)等については、本人の同意を得て公開することとなっている。昨年度委員の方は、すでに同意書をいただいているので、今回の同意書の提出は、新規委員のみとなる。本日の全体会終了後、事務局まで、提出いただくようお願いしたい。

(3)新委員紹介

【事務局】

今年度、新たに就任した7名の委員を紹介させていただく。

習志野市社会福祉協議会 河道 清人委員、千葉県立船橋特別支援学校 村田 光代委員、千葉県立習志野特別支援学校 荻野 智美委員、産業振興課 吉野 広美委員、総合教育センター 高橋 大悟委員、健康支援課 田嶋 越子委員、子育て支援課 小早川 智恵委員である。

また、市職員においても人事異動があり、健康福祉部長に島本 博幸、次長に海老原 智実が着任している。時間の都合上、昨年度より引き続き就任している委員、事務局紹介については、「習志野市障がい者地域共生協議会 名簿」をもって、紹介に代えさせていただく。なお、併せて、差別解消支援地域協議会の事務局も記載させていただいている。

(4)健康福祉部長挨拶

日頃より本市の障がい福祉施策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本協議会から御提言いただいた「基幹相談支援センター」を昨年6月に設置し、相談支援の充実に向け、複合的な課題を抱える困難事例の対応や、相談支援事業所等の指導・相談・研修等を行っているところであり、障がいのある方々の生活を地域全体で支えるための体制整備と連携を図っていく。

また、本市の障がい者に関する重要な計画である第4期障がい者基本計画、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画は、来年度終期を迎え、新たな計画を策定する。策定に向け、今年度は障がい者基本計画等策定委員会を立ち上げるとともに、障がいのある方やご家族等に対し、実態調査を実施していく。

今後も引き続き、障がい福祉施策の推進にお力添えを頂くことをお願い申し上げ、挨

拶とさせていただきます。

開会

第1部 習志野市障がい者地域共生協議会

【松尾会長】

それでは、ただ今より、習志野市障がい者地域共生協議会及び差別解消支援地域協議会 令和4年度 第1回全体会を開会する。

本会議は、規定により会長及び過半数の委員の出席が成立要件となっているが、ただ今の出席委員は29名である。よって、本会議は成立した。また、菊地委員の代理として中核地域生活支援センターまるっとの三原史世氏が代理出席している。

本日の会議は、「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」により、原則公開となっている。ただし、内容により、公開・非公開の判断が必要となった際は、その都度お諮りすることとなるが、それでよろしいか。

～異議なし～

それではそのようにさせていただきます。

なお、本日の内容に非公開事項になると思われる案件はない。

また、傍聴者については、定員に達するまでの間は、随時、傍聴希望者の入室があるので、承知おきいただきたい。

第1 会議録の作成

【松尾会長】

それでは、習志野市障がい者地域共生協議会の日程第1 会議録の作成についてお諮りする。

会議録については、要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で、市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて、公開したいと考えるが、これに異議あるか。

～異議なし～

異議がないようなので、そのように取り扱うことに決定する。

第2 会議録署名委員について

【松尾会長】

続いて、日程第2 会議録署名委員の指名についてお諮りする。議事録署名人については、令和2年度第2回全体会で、会議録署名人は運営会議委員が輪番制で務めることで、決定している。よって、本日の協議会の署名人は、福田副会長と内山委員を指名させていただきたいと思うが、異議あるか。

～異議なし～

異議なしと認める。よって、会議録署名人に、福田副会長と内山委員を指名させていただく。

第3 協議

(1)令和4年度協議会活動(案)について

【松尾会長】

事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料2は、今年度の習志野市障がい者地域共生協議会 名簿である。部会ごと会長、副会長、部会長、副部会長に印をつけさせていただいた。

次に、協議会の体制について改めて説明させていただく。

資料3をご覧ください。本協議会は、障がい者基本計画の目指すべき将来像「誰もが互いに人格と個性を尊重し、地域で自分らしく暮らすことができるみんなのまち習志野」の実現を目指し、3つの会議で構成されている。

1つ目は全体会、2つ目は運営会議、3つ目は専門部会である。

全体会より説明する。全体会は、委員全員が出席し、年2回又は3回開催し、協議会としての意思決定を行う。情報共有や意見交換などの協議を行い、今年度は年3回を予定している。

2つ目は運営会議である。協議会の会長、副会長、専門部会の部会長が参加し、毎月開催される。全体会や専門部会の進行を把握し、協議会の方向性や具体的な進捗方法を協議する。今年度のスケジュールは、資料4のとおり、毎月1回開催される予定である。

3つ目は専門部会である。全委員が5部会のいずれかの専門部会に所属し、専門性に基づく調査、研究、協議を行う。今年度の日程は、各部会で決める。

専門部会について説明する。

1つ目の相談支援部会は、障がい者の相談支援体制のあり方に関する協議及び支援困難な事例を検討する支援会議を行い、事務局として障がい福祉課の職員及び習

志野市障がい者相談支援委託事業所の職員が相談支援事業所として、協議会の相談支援部会に参加している。

2つ目の地域生活支援部会は、令和2年度から設置された部会で、障がい者の地域生活に関する調査、協議を行う。令和2年度から数年間は重症心身障害児者・医療的ケア児者に関する協議をしており、昨年度、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を開催している。

3つ目の児童部会は、障がい児への支援体制充実のため、主に教育分野等の関係機関への働きかけと連携強化に関する協議及び活動を行う。

4つ目の就労支援部会は、広報紙「ならたく」の定期発行、障がい者優先調達推進法の促進など、障がい者の雇用促進に向けた協議及び活動を行う。

5つ目の社会資源開発・改善部会は、市内の社会資源の把握と、新たな資源の検討、今ある資源の調整に関する協議と障がい者基本計画及び障がい福祉計画の推進に関する協議を行う。以上が各部会の説明である。

差別解消支援地域協議会は、令和元年度より、当協議会に「障害者差別解消法」に基づく協議会としての役割が加わっており、障がいを理由とする差別についての現状を把握し、差別を解消するために必要な取り組みを行う。開催は、習志野市障がい者地域共生協議会全体会の後半の一部の時間を充てる予定である。差別解消支援地域協議会の報告については、この後差別解消支援地域協議会の日程第2報告(1)差別解消法に関する取組について報告させていただく。

また、人権に関することについては、部会としての設置は行わず、各部会及び全体の取り組みの中で意識して取り組む形となっている。以上が専門部会の体制である。

次に、年間スケジュールは、資料4のとおりである。日時、場所及び備考欄の会議内容は予定のため、変更等の場合がある。

資料2、資料3、資料4の説明は以上である。

【松尾会長】

事務局からの説明について、質問や意見はあるか。

～意見なし～

今年度は、任期3年間の最終年度になる。以前の共生協議会においては、最終年度に3年間の活動のまとめを提言書として市に提出していた。今期の共生協議会においても市に提出したいと考えるが、いかがか。

～意見なし～

【松尾会長】

各部会を中心に提言書の作成に向けて、残り1年活動を進めていただきたい。

それでは、資料4 令和4年度の習志野市障がい者地域共生協議会 年間スケジュール(案)の「案」の字を消していただきたい。

(2)ならとも拠点システムの手引き(案)について

【松尾会長】

事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料5-1をご覧ください。習志野市における地域生活支援拠点の基本的な内容に関しては、昨年度第2回全体会で説明した内容に変更はないが、事業所向けの説明会等で伝わりやすいよう、運営会議でいただいた意見等を踏まえ、案を作成した。

1ページをご覧ください。『ならとも拠点システム』とは、共生社会実現のため、国が各市町村へ実施を求めている地域生活支援拠点等を習志野市として整備するもので、習志野市地域生活支援拠点等の名称を、より馴染みやすくするため、習志野市障がい者地域共生協議会の略称『ならとも』を用いたものである。

ならとも拠点システムでは、障がいのある方の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備し、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築する。障がいのある方が、地域で安心して暮らすことのできる仕組みづくりを行う。

2ページ以降については、新たに追記した内容の説明を行う。

2ページの(2)目的は、2つある。1つ目は、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることで、地域における生活の安心を担保する機能を備える。2つ目は、体験の機会の提供を通じ、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備することなどにより、障がいのある人の地域での生活を支援する。

次に、5ページのならとも拠点システムの5つの機能についてである。

『(1)相談』について

現在、障害福祉サービスを利用する場合は、原則、相談支援事業所が作成するサービス等利用計画書が必要であるが、上の表に記載のとおり、計画相談支援の対象者は計画相談支援事業所が対応し、計画相談支援対象者以外の方は、委託相談支援事業所「習志野玲光苑」「旅人の木」が対応し、基幹相談支援センター「りん」は後方支援となる。それぞれの機関が担う役割は、5ページの下の方に記載している。

『(2)緊急時の受け入れ・対応』について

障がいのある人の状態変化や介護者の急病等の緊急時において、短期入所等を活用した受け入れ体制等の確保や医療機関への連絡などの必要な支援を行う。機能を担う機関としては、短期入所事業所の障害者支援施設・グループホーム等、短期入所事業所以外の訪問系サービス事業所、居宅支援サービス事業所である。これらの機関の役割は、相談支援事業所等より緊急受入れ等の相談があった場合は、可能な限り対応することである。また、緊急的な相談があった場合のイメージ図を6ページに記載しており、7ページには夜間・休日等の体制を表したイメージ図を記載している。夜間・休日に緊急的に支援が必要になった場合には、市が必要に応じて基幹相談支援センター等と連携し支援を行う。

『(3)体験の機会・場』について

親元からの自立や入所施設からの地域移行等に当たって、一人暮らしの体験の機会・場を提供する。具体的には、グループホームや日中活動系サービス事業所の体験利用を活用する。

『(4)専門的人材の確保・養成』について

医療的ケアが必要な人や行動障がいをもつ人、高齢化に伴い重度化した障がいのある人に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び人材の育成を行う。具体的には、基幹相談支援センターが相談支援事業所等に対し、勉強会や研修等を実施し、相談支援事業所等の人材育成を推進する。

また、ならともにおいても、各種研修等を実施する。

『(5)地域の体制づくり』について

基幹相談支援センター、委託相談支援事業所及び計画相談支援事業所の相談支援専門員等や、各障害福祉サービス事業所が、障がいのある人が地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制等を構築する。

また、「ならとも」を活用し、年に1回以上、ならとも拠点システムの検討・評価等を行う。

次に、10ページ『4. ならとも拠点システムとしての事業所登録』についてだが、今後市が定める要綱に基づき、登録申請の流れを記載している。障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス体制の構築のため、市内の事業所の皆様には、登録手続

きをお願いしたいと考えている。また、国はこの地域生活支援拠点等の整備を促進し、各事業所の積極的な取り組みを支援するため障害福祉サービスの報酬改定を行っている。対象となる事業所には、市への登録や県への届出が必要となるため、事業所向け説明会ではわかりやすく伝わるようにしたいと考えている。

資料5-5に今後の予定を記載している。ならとも拠点システム(案)についての説明は以上である。

【松尾会長】

何か質問等あるか。

【内山委員】

協議会として、年1回以上の検証及び検討というのは、どのように行う予定か。

【事務局】

検証・検討については、国からも基本的な指針として示されているが、全体会の場などで、不十分なところや改善が必要な点等について委員の皆様から御意見等いただき、議論していく形を考えている。

【内山委員】

事前登録の件について質問する。どこにも繋がっていない人などをアセスメントする際、委託相談支援事業所としては、その人の背景などがわからないまま対応することにはリスクがあると感じる。情報不足のまま動かなければいけない状況には怖さもある。また、当事者側も、全く知らない相談支援事業所へ相談するという事にも戸惑いがあると思う。検討事項の1つとして、事前登録も取り上げていただきたい。

【事務局】

ならとも拠点システムの緊急時の対応として、支援が必要な人がいた場合、計画相談事業所やグループホームなどが協力して支援していく仕組みである。事前登録については、他の市町村で実施しているところもある。事前登録にメリットもあると思うが、本市としては、緊急時、登録の有無に関わらず、支援が必要な場合は対応するため、現在のところ事前登録は考えていない。どこにも繋がっていない人には、計画相談事業所へ繋がっていただき、短期入所やグループホームの体験等を活用し、緊急時対応できるようにしていただけたらと思う。現時点では事前登録は考えていないが、メリットもあると思うので、御意見として頂戴させていただく。

【内山委員】

事前登録できることで親御さんが安心することもある。障害福祉サービスを利用するための計画相談というイメージがある。登録のタイミングで、計画相談を導入することもできるため、拠点システムを利用するきっかけやメリットとなり、アクセスしやすい状況や

窓口をつくることは、当事者目線で大事なことだと思い、意見させていただいた。引き続き、検討いただけるよう、お願いしたい。

【埴田委員】

緊急時の受け入れ体制について質問する。対象は、個人なのか、災害時も併せて考えてよいのか。

【事務局】

対象は個人であり、災害の場合は災害時の対応となる。障がいのある人が生活していくための地域づくりの施策であり、個人を想定したものである。

【埴田委員】

障がいのある人は災害時どのようにしたらよいか。自宅待機なのか、基本的な考え方がわからない。災害時についても考えていただけたらと思う。

【松尾会長】

市でも、拠点システムとしての緊急時の対応と、災害時の緊急時の対応を、別枠でそれぞれ検討していただいていると思う。災害時の対応としても、まだ改善するところはあると思う。協議会の中でも災害時の対応について検討している部会がある。拠点システムとしては、高齢化や親亡き後の緊急時の受け入れについて、セーフティーネットを整備していくものである。先々の問題ではなく、現在も事例として挙がってきているため、拠点整備については市の課題でもあると思う。今日、初めて手引きを見た人もいると思うので、よく読んでいただき、質問や意見等あれば、部会を通してでもよいので声を挙げていただけたらと思う。

【景山委員】

国が示す拠点システムでも、医療的ケアが必要な子どもや強度行動障害のある人たちのことも考えて緊急時の対応等をしてほしいとなっている。

習志野市には、そのような人を受け入れられる施設がない中で、緊急時の受け入れについて記載されている。協定を結んでいる施設はあるが、利用できない人がおり、医療的ケア児の実態調査アンケートに回答していただいた40名の人たちが、この手引きを見た時に、意見等が反映させていないと感じると思う。

【事務局】

拠点システムの整備手法には2種類あり、1つの大きな拠点を設ける多機能拠点整備型と、面的整備型がある。本市では面的整備という手法で、関係機関が連携して機能を担うようになる。現在、本市には医療的ケア児を受け入れられる施設がないため、緊急時にどのように対応するか、事業所の皆様と連携してシステムを作り上げていきたいと思っている。

【景山委員】

現状で難しいことはわかるが、今後の見通しなど、何も触れられていないと、実態調査に協力していただいた方たちへメッセージが伝わらない。

【事務局】

この手引きは概要を示すものであり、今後の取り組みについては、障がい者基本計画など別の施策で検討していく可能性はある。

【景山委員】

今回、このシステムからは、そのような方は除外されてしまうのか。市外の施設と連携を図るなど、記載していただけたらと思う。

【事務局】

システムを充実させていくためには、市内の事業所に御協力いただき、どれだけ支えられるサービスを作っていけるかということもある。市も、出来ることを検討していかなければならないが、障がいのある方が安心して暮らせるためのシステムとして、事業所の方々と一緒に考えていく必要がある。

【松尾会長】

今後のスケジュール(予定)が示されている。市内事業所の理解や協力があるため、委員の皆様や事業所の方々がしっかりと理解や納得して進めていくことが大事だと思う。この場だけでは、質問や意見等を解消していくのには時間が足りないと思うため、改めて、部会などで声を挙げていただき、運営会議ですり合わせ、委員の皆様へ返していく形でよいか。

～意見等なし～

第4 報告

(1)各部会より会議報告及び協議について

【松尾会長】

相談支援部会より願います。

【福田副会長】

資料6-1をご覧いただきたい。

昨年度の部会は12回開催した。部会には、委託相談支援事業所も参加しており、参加延べ人数は部会員77人、部会員以外47人である。また、相談支援事業所情報交換会や、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業実務者会議も開催している。

令和3年度は、6月に基幹相談支援センターが開所し、習志野市の相談支援体制が

ほぼ固まったと思う。管理者の積田氏が部会に毎回参加いただいている。ならとも拠点システムも視野に入れ、相談支援体制の連携について協議が必要だと思う。

困難事例シートを作成しているが、なかなか活用できていない現状がある。活用しながら、習志野市の課題を抽出し、検討・改善していきたい。

計画相談支援事業所が疲弊しないような仕組みづくりとして、基幹相談支援センターと連絡会や情報交換会を実施した。今後は、基幹相談支援センターと相談支援部会でのすみ分けを検討していく。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業として、協議の場を昨年度1回開催した。

広報啓発については、様々な活動を通じ情報発信することができた。

令和4年度は、提言に向けた取り組みと、地域生活支援拠点を含めた相談支援体制の検討をしていく。また、困難事例シートの活用や、計画相談支援事業所が疲弊しない仕組みを基幹相談支援センターと検討するなど、進めていけたらと思う。

災害時の要支援者への課題も、ならともで検討していけたらと思う。

【松尾会長】

何か質問等あるか。

～なし～

児童部会の報告をお願いします。

【松井委員】

資料6-2をご覧ください。

昨年度は9回開催した。令和3年度の年度当初に活動目標を5つ掲げたが、目標の4番目・5番目は実施できなかった。

目標1「朝の学校等への送迎に対応できる社会資源の開発」については、情報交換会を開催し、放課後等デイサービス事業者へ移動支援の協力について呼びかけを行ったが、まだ増えていない。また、相談支援事業所向けアンケートを実施し、集計を行った。結果として、移動支援事業所が少ない事、受け入れ可能な事業所が少ない事、移動支援事業所を利用したい要望が多い事が確認できた。移動支援事業所自体を増やすための取り組みが必要であると感じた。

目標2「不登校・ひきこもりに関する検討」について、放課後等デイサービス事業所情報交換会にて、「個別サポート加算(Ⅱ)」について説明をした。また、特別支援コーディネーター研修会へ参加し、不登校・ひきこもりで福祉サービスを利用できる方法があるという事を説明した。

目標3「放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所の情報交換会の場の確保」については、放課後等デイサービス事業所情報交換会は実施できたが、児童発達支援事業所情報交換会は開催ができなかった。

令和4年度の活動目標として、1つ目は、移動支援事業所向けにアンケートを配布し、課題解決に向けての検討を行う。

2つ目は、不登校・ひきこもり等への支援についてである。特別支援コーディネーター研修会へ参加し、福祉サービスとの連携を図れるようにしていく事と、福祉サービス事業所への受け入れの広報活動を行う。

3つ目は、ひまわり発達相談センターとの連携である。ライフサポートファイルの啓発を行う事。また、ひまわり発達相談センターとの情報交換会を基に、現在の課題に向けて検討を行う。

4つ目は、セルフプランの保護者を孤立させないための取り組みである。現在、未就学児についてセルフプランの方が多くなっている。そのような保護者の困りごとについて検討し、解決に向け協議していく。

5つ目として、3年間の活動の中で提言するものを具体的にまとめる。

【松尾会長】

何か質問等あるか。

～なし～

地域生活支援部会の報告をお願いします。

【畠山委員】

昨年度は9回実施した。令和3年度の活動目標として5つ掲げていた。1つ目は、「重症心身障がい児者・医療的ケア児者の実態調査の継続方法や結果のフィードバックについて検討を進め実施していく」についてだが、新規対象者の把握がなく実態調査は実施しなかった。出生や転入等の把握が出来るようにしていきたい。また、フィードバックについても、次年度への持越しとなった。

2つ目は、「重症心身障がい児者・医療的ケア児者の災害時の支援体制について、提案等を基に検討を進めていく」について、大きな枠として捉え検討等進めていく。

3つ目の、「前年度延期となった医療分野の協議の場を開催する。また重症心身障がい児者・医療的ケア児者の障害福祉サービスの利用や卒業後の日中活動の場についての検討を行う協議の場を開催する」について、医療分野は新型コロナウイルスの影響により開催できなかった。卒後の日中活動の場については協議の場を開催し、介護分野の人にも参加いただき、各関係機関の現状や課題等を伺い、実態把握をすることが

できた。

4つ目の「日常生活用具の検討を行い、市へ検討結果を伝える」については、たん吸引器の枠で足踏み式と手動式を選択できるようになった。また、入浴補助用具の中に簡易浴槽を加える規則改正が行われた。発電機や蓄電池については見送りとなった。

5つ目の「重症心身障がい児者・医療的ケア児者の医療との連携についてや、障害福祉サービスの利用や卒後の日中活動の場についての検討を行う」についてだが、医療との連携は検討できなかったが、障がい者差別のアンケート結果について検討した際、障がい者に優しい地域の医療機関ステッカーを作る等案が出た。また、協議の場を受け、共生型サービスについての検討が進み、介護保険事業者に障害福祉サービスの現状を知ってもらい、共生型サービスに興味を持ってもらえるような取り組みについて考えることが出来た。

令和4年度の活動目標として、1つ目に、ならとも避難プランの検討及び作成を進める。2つ目は、医療分野との協議の場を開催し、医療との連携について検討する。3つ目、日中活動の場や共生型サービスについての検討を進め、介護保険事業者へ共生型サービスについてPRする機会を作る。(令和4年6月2日に介護保険事業所の集まりに参加することとなった。)4つ目は、習志野市の福祉ゾーンについて検討し、取りまとめた意見を市に提出する。提言書の内容について検討し、取りまとめる。5つ目は、新規の重症心身障がい児者・医療的ケア児者の実態調査や日常生活用具の検討を随時行っていく。

その他として、令和3年度第2回習志野市相談支援事業所情報交換会において、景山委員より医療的ケアの必要な重症児者への計画相談についてお話いただき、理解を深める事ができた。また、令和4年度は生活介護・日中一時支援事業所等の見学を行いたいと考えている。

【松尾会長】

何か質問等あるか。

～なし～

就労支援部会の報告をお願いします。

【武井委員】

資料6-4をご覧いただきたい。

令和3年度は10回開催した他、12月3日に精神・発達障害者しごとサポーター養成講座、令和4年2月18日に就労系障害福祉サービス事業所意見交換会を実施した。

令和3年度の活動目標は4つあり、1つ目は、「広報誌『ならたく』の継続発行と、市民

への周知方法の検討を通じ、障がいのある人たちが雇用の現場や地域の中で働くことについての理解を促進する」についてだが、令和3年度は『ならたく』を3回発行した。内容としては、夏季・冬季パラリンピック大会へ出場の2選手への取材や、差別解消・合理的配慮に関わる記事を掲載した。裏面には、『きらっといっぽの会』が子育てのエピソードについて掲載している。課題としては、新型コロナウイルスの影響により町内会での回覧が休止しているため、市民の人の目に触れる機会が少なかった。

2つ目の「企業等の雇用の現場における障がい者雇用の実情や課題を把握し、雇用促進や職場定着を支援するための具体的なアプローチに結びつける」については、部会での協議を通じ、障害者雇用に取り組む企業側と、障がい者の就労移行・職場定着等に取り組む支援側双方の意見を出し合い、共有することができた。令和3年12月にはハローワーク船橋より講師を招き、商工会議所にて「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催した。

3つ目は「就労系障害福祉サービス事業所意見交換会を2回開催する」について、令和3年9月に実施する予定だった意見交換会は新型コロナウイルスの影響で中止となった。オンラインでの開催を試み、令和4年2月に実施することができた。12事業所が参加し、就労現場での現状と課題を共有し、打開策等についても意見を出し合うことができた。

4つ目は、「習志野市の障がい者就労支援施設等からの物品等の調達の拡充に向けた意見出しなど、市に対する提案や提言すべき施策などについて考える」について、令和2年度の優先調達結果と令和3年度優先調達方針の確認は行ったが、具体的な活動はできなかった。また、行政の仕事の切り出し方を工夫することで、障がい者の方へ提供できるものも少なくないと考えため、今後も議論を深めていきたい。

令和4年度の活動目標は、前年度の目標を踏襲するが、雇用促進・職場定着については、障害者雇用事業所の見学ツアーなどを検討する。また福祉就労・機能訓練は、就労系障害福祉サービス事業所向けの研修会の開催を考えている。市への提言についても、まとめていく。

【松尾会長】

何か質問等あるか。

～なし～

社会資源開発・改善部会の報告をお願いする。

【内山委員】

令和3年度の活動報告をする。1つ目の「交通安全推進隊の普及」については、障が

いのある子どもたちが地域で暮らす事を市民に知ってもらうための啓発と、特別支援学校のバス停付近の安全な通学のための課題解決の2つを目的として活動しており、現在、奏の杜のバス停は日本赤十字奉仕団谷津支部の方と、個人の方1名が活動していただいている。

2つ目は「障がい者への入浴サービスの研究」についてである。入浴支援の依頼があっても事業所の設備や人員の関係上断らざるを得ない現状があるという声を受け、介護保険の共生型サービスなど、サービスについての研究を始めた。

3つ目は「障がい者の居住確保と暮らし続けることに関する研究」について、八千代地域生活支援センターのサポートを得て、障がい者の住宅確保に関する課題を検討している。令和3年度は、市内不動産事業者へ障がい者の賃貸借契約仲介に関するアンケートを実施した。また、住宅課職員が参加した回では、習志野市の住宅施策である住生活基本計画についての説明を受けた。

4つ目の「福祉ゾーンの建て直し計画等について」は、運営会議で健康福祉政策課との意見交換があった事を報告した。

5つ目の「京成大久保駅の安全確保に関するモニタリング」については、実施できなかった。以前ホームドアの設置を依頼したが、まだ設置されておらず、利用者にとって危険が隣り合わせの状況であるため、今後も機会をみて検討していきたい。

6つ目の「大久保ふくしまつりへの参加」については、新型コロナウイルスの影響により令和3年度は中止となった。参加の回数を重ね、社会福祉協議会支部との繋がりもできてきたため、今後も機会があれば参加していく。

令和4年度の目標としては、1つ目は「障がい者の居住確保と暮らし続けることに関する研究」である。不動産事業者へアンケートを実施したフィードバックとして研修会等を検討する。また、障害者分野以外の住宅確保要支援者、高齢・貧困・子育て世帯・外国人などを対象として居住確保や、暮らし続けるために支援している各事業所へ、現状の聞き取りを行う予定である。

入浴については、介護保険のデイサービスを活用しながら地域の介護保険事業所で支援を受けられるような体制をつくれぬか検討している。ただ、介護保険の報酬と障害福祉の共生型サービスの報酬には差があるため、参入が難しいのではないかと感じている。

交通安全推進隊の普及については、課題解決型のボランティア募集の案件が2件あるため、公民館等へチラシを掲示するなど、進めていきたいと思う。

提言書についても準備を進める。

【松尾会長】

何か質問等あるか。

～なし～

各部会で地域の課題等について幅広く取り組んでいただいていると思う。今年度末の提言書に載せるもの、複数年に渡って検討するものなど、精査をしていきたい。

(2) 相談支援事業及び基幹相談支援センター運営業務委託の報告について

【松尾会長】

事務局より報告をお願いする。

【事務局】

障がい者相談支援事業及び基幹相談支援センター運営業務委託について、令和4年2月7日に評価委員会を開催した。評価委員会は、健康福祉部次長を委員長とし、障がい福祉課長等市職員と共生協議会の正副会長、各部会長から構成されている。評価委員会では、受託者の事業実施は基準を満たしているとの評価であった。

【松尾会長】

何か質問等あるか。

～なし～

(3) 基幹相談支援センターの活動報告について

【松尾会長】

基幹相談支援センターの活動報告について、基幹相談支援センター 積田氏より報告をお願いする。

【積田氏】

令和3年度習志野市基幹相談支援センターの活動報告をする。資料7をご覧ください。

〈1. 総合的・専門的な相談支援の相談件数について〉

令和3年6月開設のため、6月～令和4年3月の件数を記載している。相談件数の合計は 3,048 件である。相談人数(種別)の内訳は資料のとおりである。

〈2. 地域の体制づくり〉

(1) 障がい者支援に携わる相談機関を対象とした研修会や交流会等の開催について
・8月2日に習志野特別支援学校へ、委託事業所(2事業所)と一緒に事業所の役割について説明に行った。

・相談支援専門員の交流会を9月22日と12月16日の2回実施した。初回は ZOOM で行い、2回目は対面で実施した。令和4年度は年6回(2ヶ月毎)の開催を予定している。

・令和4年2月22日に講師を招いて、成年後見制度の利用についての研修会を ZOOM にて実施した。令和4年9月に権利擁護と虐待の研修を予定しているため、詳細が決まり次第連絡させていただく。

(2) 講演会の開催

令和3年11月10日に民生委員の障がい者(児)部会にて、地域で暮らす障がい者の現状及び障害福祉サービスの現状についての講演を実施。令和4年度は7月に実施予定である。

〈3. 会議等への出席〉

・習志野市障がい者地域共生協議会の運営会議へは毎回出席している。また、各部会についても内容によって参加をしている。今年度も必要な際は出席させていただくので、事前に連絡をしていただけたらと思う。

・その他の関係機関が主催するケース会議への出席

・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの実務者会議への参加

【松尾会長】

何か質問等あるか。

～なし～

第2部 差別解消支援地域協議会

第1 報告

(1) 差別解消法に関する取組について

【松尾会長】

差別解消法に関する取組について、事務局より願います。

【事務局】

差別解消法に関する取組等について報告する。資料8をご覧ください。令和3年度の実績については、相談・報告件数が6件、差別件数は0件であった。主な事例として、事例1件目は、知的障がいの方がコンビニエンスストアのセルフレジ導入により、利用方法がわからず、また、それを聞くこともできず、一人で利用できなくなってしまったというものである。産業振興課へ依頼し、商工会議所や商店会連合会へセルフレジの現状の確認した。

2例目は、身体障がいのある方が、小学生くらいの児童に歩き方を真似され不快に思われたものである。児童の特定はできないことから、双方の事実確認はできないが、相談内容は差別に当たると思われる。差別解消法は、行政機関や民間事業者を対象としたものであるため、差別件数としては計上していないが、教育委員会へ報告した。

啓発の主な取り組みは、1つ目に市民向けとして、広報習志野への啓発記事掲載や、市政広報用テレビモニターでの発達障がい理解促進広報の掲出を行った。

2つ目に、事業者向けとして、パンフレット「みんなで取り組む障害者差別解消法」を商工会議所や商店会連合会を通じ各事業所へ配布し、理解促進を図った。配布部数は、商工会議所へ 2,000 部、商店会連合会へ 400 部である。

3つ目に、教育機関への取り組みとして、(通称)心が通うまちづくり条例の周知・啓発活動として、障がい者マークを記載したクリアファイルを市内公立中学校全生徒へ配布し、授業の一環として取り入れていただいた。配布部数は約 4,200 部である。

令和4年度の予定として、昨年度同様、差別相談の実施や、市民・事業者・教育機関向けに啓発に取り組むとともに、新たな取り組みとして市職員向けにカラーユニバーサルデザイン研修を予定している。

【松尾会長】

何か質問等あるか。

【内山委員】

差別件数が0件という事について、疑問に感じる。次回運営会議でも良いので、再度話す時間を設けたい。

【松尾会長】

次回運営会議でよろしくお願ひしたい。

他に何かあるか。

～なし～

第2 その他

【松尾会長】

事務局よりお願ひする。

【事務局】

・配布資料2-1地域共生協議会 名簿について、内容に変更等ないか確認いただき、修正がある場合は会議終了後事務局まで連絡をお願ひしたい。

・市政の発展や市民の福祉の増進に顕著な功績等があった方を表彰する、市政功労者

表彰式が例年2月に開催されているが、令和3年度は新型コロナウイルスの影響により延期されていた。この度、7月1日に開催されることとなった。障がい福祉に関する5名の方々が受賞されるため、紹介させていただく。

障害支援区分審査会委員 樽見純子 様

東京2020パラリンピック競技大会 柔道女子70kg級で銅メダルを獲得された小川和紗 様

障がい者地域共生協議会委員からは、武井剛委員、森田美恵子委員、星眞木子委員の3名である。

障がい福祉施策への御尽力に心より感謝申し上げます。

次回、第2回全体会は10月28日(金)午後1時30分より、市役所3階 ABC 会議室で開催を予定している。

【松尾会長】

何か連絡等ある方はいるか。

【景山委員】

昨年度、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行された事に伴い、千葉県千葉リハビリテーションセンター内に令和4年7月より「千葉県医療的ケア児等支援センター（愛称）ぽらりす」が開設される予定である。

【武井委員】

ならとも拠点システムについて、市は、まず基本的なシステムを作り、その後システムを動かしていくために事業所から意見等を聞いていくようなイメージだと思う。ただ、習志野市のシステムとして、どのようなものが出来上がるのか見えてこない現状がある。ならとも拠点システムとしての内容等については、今後も運営会議等で検討していく必要があるのではないかと感じる。

【松尾会長】

こういうものを目指していくという、イメージを示していく必要があると感じる。市の実情に合ったものにしていく事が協議の上で大事であると思う。市内の事業所が手を挙げるためには、その辺りがクリアになり、様々なケースを想定した上で周知をしていく必要があると思う。市から今後のスケジュールの予定が示されており、あまり時間はないが、各委員からも意見等出していただけたらと思う。

他に何かあるか。

【北田委員】

拠点システムについて、厚生労働省のホームページに「地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の手引き」が掲載されている。内山委員から御意見のあった事前登録の事や、景山委員から御意見のあった避難計画の関係など、他市の事例等が記載されているため、参考として見ていただけたらと思う。

【松尾会長】

他に何かあるか。

～なし～

閉会

【松尾会長】

本日の日程は、以上となる。

以上で、令和4年度第1回習志野市地域共生協議会全体会を閉会する。